附属書二―B　第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表（注）

注　この附属書における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

類	品名
二五	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
二六	鉱石、スラグ及び灰
二七	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう
二八	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物
七一	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
七二	鉄鋼

七三	鉄鋼製品
七四	銅及びその製品
七五	ニッケル及びその製品
七六	アルミニウム及びその製品
七八	鉛及びその製品
七九	亜鉛及びその製品
八〇	すず及びその製品
八一	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品